

事務連絡
令和7年2月4日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 山崎 寛

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について(第一報)

平素は、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、セーフティネット保証5号の対象業種については、原則として、四半期毎に所管省庁において調査を実施した上で指定をすることとしており、現在、中小企業庁が令和7年1月1日から同年3月31日までの対象業種を指定しているところですが、上記の指定期間において、国土交通省内における手続きの誤りにより、「4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）」の指定が漏れている状況となっております。

この状況への対処として、国土交通省では、中小企業庁と調整の上、一般貨物自動車運送業における資金繰りに万全を期すため、2月下旬から3月上旬を目途に当該業種を追加指定することとした旨の連絡がありました。また、指定漏れ期間に一般保証等で保証や融資を受けられた案件への対応として、関係機関等に対し、借り換え等の対応も含め特段のご配慮をお願いする方針であるとともに、国土交通省に本件に係る相談窓口を開設する旨の連絡がありました（別紙）。

貴協会におかれましては、御了知の上、傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

[本件に関するお問い合わせ窓口]

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 篠塚、舛井
代表 03-5253-8111（内線41332） 直通 03-5253-8575

[本文書に関するお問い合わせ]

（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部
直通 03-3354-1056

事務連絡
令和7年2月4日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について（第一報）

平素より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

セーフティネット保証5号の対象業種については、原則として、四半期毎に所管省庁において調査を実施した上で指定をすることとしており、現在、中小企業庁が令和7年1月1日から同年3月31日までの対象業種を指定しているところです。

こうした中、上記の指定期間において、別紙のとおり弊省内における手続きの誤りにより、「4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）（以下、「当該業種」という。）」の指定が漏れている状況となっております。

つきましては、中小企業庁と調整の上、当該業種における資金繰りに万全を期すため、2月下旬から3月上旬を目途に当該業種を追加指定することといたしましたのでご連絡いたします。

弊省としては、事務手続きに誤りが発生したことにより、一般貨物自動車運送業を営む事業者に影響が生じうる事態が発生したことにつきまして陳謝申し上げるとともに、今後、このような事務手続き誤りが発生しないように複数者によるデータ確認を徹底する等、万全を期してまいります。

また、指定漏れ期間に一般保証等で保証や融資を受けられた案件への対応として、関係機関等に対し、借り換え等の対応も含め特段のご配慮をお願いする方針であるとともに、弊省に本件に係る相談窓口を開設いたします。

貴会におかれましては、御了知の上、傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、中小企業庁と連名で一般社団法人全国信用保証協会連合会、一般社団法人全国銀行協会をはじめとする金融5団体及び各都道府県中小企業金融担当官あて、通知していることを申し添えます。

以上

令和7年2月4日
物流・自動車局貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における「一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送業を除く。）」の指定漏れについて

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、国土交通省内の事務手続き誤りにより、令和7年1月から3月の間の一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送業を除く。）の指定が漏れている状況となっております。

本件につきまして、セーフティネット保証制度の指定を担当する中小企業庁と協議した結果、中小企業の資金繰りに万全を期すため、本年2月下旬から3月上旬を目途に追加指定することとなりました。

需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種について、業況の悪化している業種を四半期毎に調査の上、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の規定に基づいて、経済産業大臣が指定（告示）を行っております。

この指定を受けた業種に属する事業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、信用保証協会から通常の保証限度額とは別枠で保証を行うセーフティネット保証5号の利用が可能となります。（認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。）

この度、当該セーフティネット保証の指定に係る国土交通省内の事務手続きにおいて、指定判断に必要な業況データが欠落したことにより、令和7年1月から3月の間の「一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）」の指定が漏れている状況となっております。

この度は、一般貨物自動車運送事業を営む皆様にご迷惑をおかけしましたことを陳謝申し上げます。

国土交通省としては、今後、このような事務手続き誤りが発生しないよう複数者によるデータ確認を徹底するとともに、指定漏れ期間に一般保証等で保証や融資を受けられた案件への対応として、関係機関等に対し、借り換え等の対応も含め特段のご配慮をお願いする方針です。

なお、本件に係るお問い合わせ窓口を開設しておりますので、ご相談等については下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【連絡先】物流・自動車局貨物流通事業課 篠塚、榎井

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8575（内線 41332）

メールアドレス hqt-safetynet@gxb.mlit.go.jp

事務連絡
令和7年2月4日

一般社団法人全国信用保証協会連合会 御中

中小企業庁事業環境部金融課
国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について
(第一報)

平素より中小企業施策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

セーフティネット保証5号の対象業種については、原則として四半期に所管省庁に調査を実施し、指定をすることとしており、現在、令和7年1月1日から同年3月31日までの対象業種を指定しているところです。

こうした中、上記の指定期間において、別紙のとおり国土交通省内における手続きの誤りにより、「4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）（以下、「当該業種」という。）」の指定がなされていないことが判明いたしました。

当該業種に属する事業者は、全国で約6万者を超え、その99%以上が中小企業であり、足下、燃料価格の高騰などにより営業費を圧迫し、資金繰りに支障を来している事業者も一定数存在することが想定されます。

このため、当該業種における資金繰りに万全を期すため、2月下旬から3月上旬を目途に当該業種を追加指定する方向で手続きを進めておりますのでご連絡いたします。

つきましては、御了知の上、審査業務を行う各信用保証協会に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

事務連絡
令和7年2月4日

一般社団法人全国銀行協会 御中
一般社団法人全国地方銀行協会 御中
一般社団法人第二地方銀行協会 御中
一般社団法人全国信用金庫協会 御中
一般社団法人全国信用組合中央協会 御中
株式会社商工組合中央金庫 御中

中小企業庁事業環境部金融課
国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について
(第一報)

平素より中小企業施策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
セーフティネット保証5号の対象業種については、原則として四半期に所管省庁に調査を実施し、指定をすることとしており、現在、令和7年1月1日から同年3月31日までの対象業種を指定しているところです。

こうした中、上記の指定期間において、別紙のとおり国土交通省内における手続きの誤りにより、「4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）（以下、「当該業種」という。）」の指定がなされていないことが判明いたしました。

当該業種に属する事業者は、全国で約6万者を超え、その99%以上が中小企業であり、足下、燃料価格の高騰などにより営業費を圧迫し、資金繰りに支障を来している事業者も一定数存在することが想定されます。

このため、当該業種における資金繰りに万全を期すため、2月下旬から3月上旬を目途に当該業種を追加指定する方向で手続きを進めておりますのでご連絡いたします。

つきましては、御了知の上、各会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

事務連絡
令和7年2月4日

各都道府県 中小企業金融担当官 殿

中小企業庁事業環境部金融課
国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

セーフティネット保証5号における不況業種の追加指定について
(第一報)

平素より中小企業施策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

セーフティネット保証5号の対象業種については、原則として四半期毎に指定をすることとしており、現在、令和7年1月1日から同年3月31日までの対象業種を指定しているところです。

こうした中、上記の指定期間において、別紙のとおり国土交通省内における手続きの誤りにより、「4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）（以下、「当該業種」という。）」の指定がなされていないことが判明いたしました。

当該業種に属する事業者は、全国で約6万者を超え、その99%以上が中小企業であり、足下、燃料価格の高騰などにより営業費を圧迫し、資金繩りに支障を来している事業者も一定数存在することが想定されます。

このため、当該業種における資金繩りに万全を期すため、2月下旬から3月上旬を目処に当該業種を追加指定する方向で手続きを進めておりますのでご連絡いたします。

つきましては、御了知の上、認定業務を行う市区町村長に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

以上